

vol.48 神崎まさる市議会報告

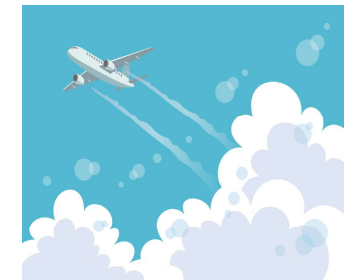
活力に満ちた成田のまちづくりを目指して、神崎まさるは全力で取り組んでいます！



誠意と実行

エアポートシティ構想

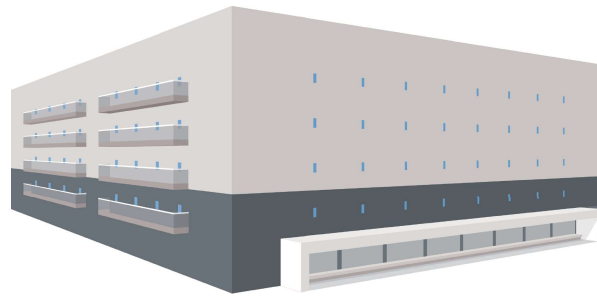
質問 成田空港では滑走路の新增設などを柱とする「第2の開港プロジェクト」が進められており、空港と周辺地域が一体となって発展するエアポートシティ構想も具体化に向け動き始めています。本市にとっては、空港周辺地域の均衡ある発展を図る重要な機会であると考えますが、今後どのように対応していくのか伺います。



また、構想の実現には多くの財源が必要となることから、国家プロジェクトとして整備されてきた経緯を踏まえ、国に対して財政支援を求めるべきと考えますが、市の見解を伺う。さらに、地域振興策の進捗状況と、航空機発着回数の増加を見据えた夜間航空機騒音対策についても併せて伺います。

答弁 成田国際空港の更なる機能強化を契機として、空港と周辺地域が一体となった国際的産業拠点の形成と、良好な都市環境の整備を進め、日本を代表する国際都市の実現を

目指しています。現在、滑走路の新設や既存滑走路の延伸など、いわゆる「第2の開港」に向けた取組みが進められており、航空需要の拡大や国際競争力の向上が期待されています。こうした中本市では空港周辺のポテンシャルを生かし、産業機能や交流機能の集積、雇用の創出など地域の発展に資するまちづくりを、関係機関と連携して推進しています。あわせて、国家戦略特区の活用などにより主体的なまちづくりを進める一方、都市基盤整備に伴う財政負担を踏まえ、国に対し財政措置を含む支援を要望しています。また、航空機発着回数の増加に伴う騒音対策として、防音工事の推進や夜間航空機騒音の評価指標の追加を国に求めるなど、生活環境の保全にも継続的に取り組んでいます。



まさるのコメント 成田空港の更なる機能強化を真に地域の発展へとつなげるためには、産業振興と生活環境の保全を両立させる視点が不可欠です。また、企業誘致や雇用創出に加え、騒音対策の一層の充実と住民理解の醸成を図ることも大切です。都市基盤整備においては国の積極的な財政支援を強く求めるとともに、本市自らも主体的に戦略を描き、関係機関との連携を深化させながら、「SORATO NRT」構想の着実な推進を図ってまいります。

成田国際空港周辺対策交付金について

質問 交付金はどのような事業に充てられるのか伺います。
答弁 成田国際空港周辺対策交付金の使途については、空港会社法などにより明確に定められており、主なものといたしましては、「航空機の騒音等により生ずる障害の防止」、「空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備」などとなっております。

質問 周辺対策交付金は使途が限定されているが、今後、本市の地域振興策を行っていく上で、これらの事業にも周辺対策交付金を充てられるよう求めるべきではと考えるが、見解を伺います。

答弁 周辺対策交付金はその使途が定められておりますが、更なる機能強化が着実に進められる中、騒音地域の地域振興の取組みを進めるに当たりましては、より一層の財源確保が重要であることから、これまでも、地域振興に資する事業などにも幅広く周辺対策交付金が充てられるよう、使途の柔軟化について、機会をとらえて空港会社に求めてきたところです。

引き続き、空港会社に使途の柔軟化について求めてまいります。

質問 財源の確保は非常に重要であることから、周辺対策交付金の増額を求めるべきではないか伺います。

答弁 周辺対策交付金につきましては、令和2年度に空港圏全体の交付額を、従前の約4.3億円から、年間発着回数50万回に対応した金額として、約7.1億円へと大幅に引き上げられております。その一方で、昨今の人件費や物価の高騰に伴い、騒音対策等に係る負担額も増大していることや騒音地域における地域振興の更なる推進、加えて、エアポートシティ構想で掲げる産業拠点の形成など、その基盤整備には大きな財政負担を要することも見込まれております。

これらの状況等を踏まえますと、本市としましては、今後、地域振興策の具現化や騒音対策の充実等に向けての財源確保としまして、周辺対策交付金の更なる増額について、空港会社などに求めていくことも必要と考えております。

まさるのコメント 本市の持続的な発展を図るためには、騒音対策の着実な推進に加え地域振興施策の充実が不可欠です。そのためには、周辺対策交付金の有効活用とともに、使途の柔軟化や更なる増額を実現し、安定的な財源を確保していくことが重要です。今後も、空港と地域が共に発展するまちづくりを進めてまいります。



発行 / 政友クラブ 発行日 / 2026年4月
神崎まさる / 連絡先 〒286-0133 成田市吉倉 886 番地 17
☎・FAX/0476-35-3808 E-mail: kanzaki_0616@yahoo.co.jp
携帯メール marshar.k.333@docomo.ne.jp



ホームページ



議会用



個人用



3月議会代表質問に登壇

成田市総合計画について

質問 総合計画『NARITAみらいプラン』が令和9年度で終了することから、新年度より2カ年をかけて新たな総合計画を策定することですが、成田空港の『第2の開港プロジェクト』の進展や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした課題に的確に対応し、将来にわたり持続的に発展していくためには、新たな視点に立った計画づくりが重要であると考えます。

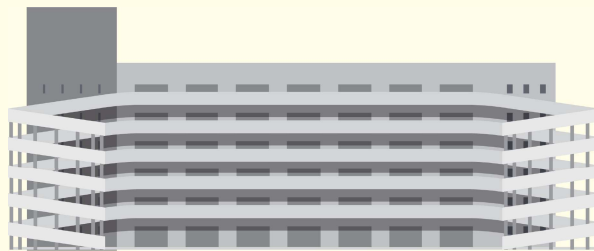
そこで、新年度から策定される総合計画について、策定に当たっての全体的な考え方を伺います。

答弁 新たな総合計画は、本市の行財政運営の最上位計画として、各種施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。策定にあたっては、市民意識調査やワークショップ等により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応できる実践的な計画としてまいります。特に、成田空港の『第2の開港プロジェクト』や『SORATO NRT』構想による大きな変革を好機と捉え、企業誘致や社会資本整備を進めてまいります。また、少子高齢化への対応や医療・福祉の充実、防災・減災、脱炭素、DXの推進などの課題にも取り組み、『未来を見据えた次世代に誇れるまち』づくりの羅針盤となる計画として策定してまいります。



本格化する企業誘致

質問 成田空港では第2の開港プロジェクトが進み、空港周辺では物流企業などの進出が期待され、雇用創出や地域経済への波及効果が重要となっております。また、圏央道や東関東自動車道水戸線の開通により交通利便性が向上し、企業立地の追い風となる一方、茨城県などとの企業誘致競争も激しくなると考えられます。そこで、施政方針で示された物流・産業機能の集積や産業用地整備を踏まえ、今後、成田市として立地企業に対しどのような具体的な支援を行っていくのか伺います。



答弁 成田空港第2の開港プロジェクトの進展に伴い、空港周辺地域への物流企業などの進出機運が高まっており、雇用創出や地域経済の活性化など大きな経済効果が期待されています。この機会を生かし、国際的な産業拠点の形成に向けて物流・産業機能の集積や産業用地の整備を促進し、その効果を市全体へ波及させていくことが重要です。そのため企業立地促進制度を拡充し、不動産賃貸業を対象業種に追加するとともに従業員確保を支援するため社員寮の取得・賃借も奨励金の対象とする制度を新設します。

さらに、企業立地に関するワンストップ相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら空港周辺地域の魅力を発信し、企業誘致を積極的に推進してまいります。

学校給食が無料化に!!

質問 国は令和8年4月から、公立小学校の学校給食費について児童一人あたり月額5,200円を国費で支援する方針を示したが、実際の給食費がこれを上回る場合は差額を保護者が負担できるとされている。本市において、この差額への対応をどのように考えているのか伺います。あわせて、今回の支援は小学生が対象であり中学生は含まれていないが、本市がこれまで進めてきた段階的な無償化の考え方を踏まえ、今後中学生の給食費負担の軽減についてどのように取り組んでいくのか伺います。



答弁 国においては本年4月から、公立小学校を対象とした学校給食無償化が決定されました。国からの支援額は、児童一人あたり月額5,200円とされており、これを超える部分については、保護者負担とすることも可能とされております。本市では、差額を保護者に求めることなく、公費で負担することで、公立小学校の給食費を全て無料にいたします。また、中学生につきましては、現時点では国からの支援はありませんが、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減を図るため、本市独自の取り組みとして、全額を公費負担といたします。このことにより、市立の小中義務教育学校に通う全すべての児童生徒、約9,300人の給食費について、完全無料化を実施します。

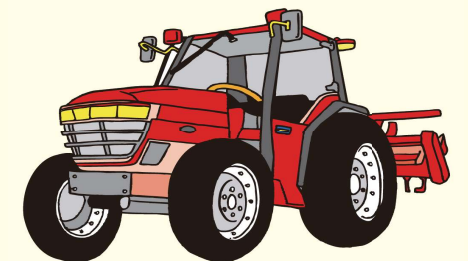
学校給食費の改定と公費負担額（総額/6億5,976万1千円）対象者：9,257人

	学校給食費	国の支援額	市の負担額
小学生（1～6年生） 5,855人	6,170円	5,200円	970円
中学生・7～9年生 3,402人	7,100円	—	7,100円

中小規模農家に即した柔軟な支援について

質問 近年、資材価格や農業機械価格の高騰、農業者の高齢化などにより、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。農業機械の更新は、営農継続に欠かせない一方で、農家にとって大きな負担となっており、特に中小規模農家は、機械の更新のタイミングで離農される方が多いと聞いています。

そこで、機械・施設の導入に対する支援が届きにくい中小規模農家への支援策について伺います。



答弁 農業用機械・施設の導入時に本市独自の補助事業として、稲作などに対し支援を行う集団営農用機械施設整備事業及び畑作に対し支援を行う園芸振興対策推進事業を実施しております。これらの事業には、高性能な農業機械・施設の導入を促進し、生産性の向上、経営の合理化などによる農業経営の安定と規模の拡大を図ることを目的に実施しています。このうち集団営農用機械施設整備事業では、これまで作付面積の要件を15ヘクタール以上としていましたが、地域の実情などによっては要件を満たすことが難しい場合もあることから、**令和8年度より、10ヘクタール以上へと面積要件を緩和し**中小規模農家の方々でも本事業を活用いただけるようにいたします。